第65期
定時株主総会
招集ご通知

日時 2020年６月19日（金曜日）午前10時

場所 東京都千代田区丸の内１丁目７番12号
サピアタワー５階
ステーションコンファレンス東京
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）２名選任の件

NORITSU
face the NEXT

【株主のみなさまへ】
本年の株主総会におきましては新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応を予定しておりますが、株主様の健康と安全面を最優先にご検討いただき、ご来場を見合わせていただくことを強く推奨申し上げます。また、郵送またはインターネットによる議決権行使をぜひともお願い申し上げます。
株主総会における当社の対応及び、インターネット配信に関する情報は当社ウェブサイト（https://www.noritsu.co.jp/ir/ir_stockmeeting）にてお知らせいたします。

証券コード7744

ノーリツ鋼機株式会社

証券コード7744
2020年６月３日

株　主　各　位

東京都港区麻布十番一丁目10番10号
ノーリツ鋼機株式会社
代表取締役ＣＥＯ 岩　切　隆　吉

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　この度、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に罹患された方々及びご関係者の皆様、また、感染症の拡大により影響を受けられている皆様に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早いご回復をお祈りいたします。
　さて、当社第65期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

［書面による議決権行使の場合］
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月18日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送ください。
［インターネットによる議決権行使の場合］
　当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、2020年６月18日（木曜日）午後６時までに、議案に対する賛否をご入力ください。
　なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、４頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月19日（金曜日）午前10時
２．場　　所　東京都千代田区丸の内１丁目７番12号
サピアタワー５階　ステーションコンファレンス東京
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第65期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第65期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）２名選任の件

以　上

当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.noritsu.co.jp）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
・連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」
・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（https://www.noritsu.co.jp）に掲載させていただきます。
株主総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染リスクに伴う当社の対応について

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されております。本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきご来場賜りますようお願い申し上げます。特に感染による影響が大きいとされるご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、感染の回避をご優先いただきたく、特に慎重なご判断をお願い申し上げます。
・登壇者及び当社スタッフは検温等体調を確認のうえ、手指の消毒・マスク着用にて対応いたします。
・本株主総会会場において、感染予防のため、間隔をあけた座席配置や換気等を検討しております。
・ご来場の際には受付にて検温及び手指の消毒等を実施させていただき、発熱または咳込み、倦怠感などの症状があると認められる株主様は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日 時　2020年 6 月 19 日（金曜日）**午前10時（受付開始：午前９時30分）**

場 所　**東京都千代田区丸の内１丁目７番12号**
サピアタワー５階　ステーションコンファレンス東京
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限　2020年 6 月 18 日（木曜日）**午後６時00分到着分まで**

インターネットで議決権を行使される場合

パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（https://www.web54.net）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限　2020年 6 月 18 日（木曜日）**午後６時00分入力完了分まで**

① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。

② 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。

当社の指定する議決権行使サイト　https://www.web54.net

議決権行使期限：　2020 年 6 月 18 日（木曜日）午後 6 時 00 分入力完了分まで

パソコンをご利用の方

❶ 議決権行使サイトへアクセス

https://www.web54.net 「次へすすむ」をクリック

❷ ログインする

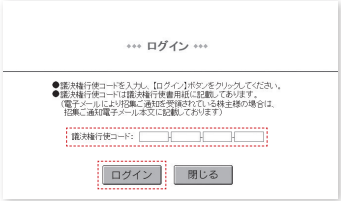

・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

❸ パスワードの入力

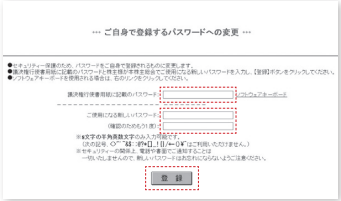

・「初期パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容の変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※ 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

フリーダイヤル 0120-652-031　（受付時間９：00～21：00）

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、配当につきまして、安定的・継続的に行う旨を基本としつつ、その実施については、当期の経営成績及び今後の資金需要を勘案して総合的に決定することを基本方針としております。

第65期の期末配当につきましては、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするとともに、将来の業績向上に向けた事業展開等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。なお、中間配当金として１株につき７円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は１株につき15円となります。

（１）配当財産の種類
　　金銭といたします。

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金８円といたしたいと存じます。
　　なお、この場合の配当総額は、284,910,320円となります。

（３）剰余金の配当が効力を生じる日
　　2020年６月22日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は、2020年４月３日付「AlphaTheta 株式会社（旧 Pioneer DJ 株式会社）の株式取得完了のお知らせ」にて公表いたしましたとおり、音楽・エンターテイメント向け音響機器事業を展開するAlphaTheta株式会社を買収いたしました。同社は、グローバルに事業を展開し、事業ビジョンとしてNo.1/Only1を掲げる当社グループにおける、中核企業であります。こうした中、グローバルな事業展開を中心としたグループ運営の推進、及び経営計画の策定や業績管理など経営及び事務運営の効率化を図ることに加え、すでに当社にて適用している国際財務報告基準（IFRS）に規定されている連結会社の決算期統一の必要性にも対応するため、当社の事業年度を毎年１月１日から12月31日までに変更いたします。これに伴い、現行定款第12条、第13条、第33条、第34条及び第35条に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第66期事業年度は、2020年４月１日から2020年12月31日までの９か月間となります。そのため、経過措置として附則を設けるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第３章　株主総会	第３章　株主総会
（招集） 第12条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	（招集） 第12条　当会社の定時株主総会は、毎年３月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
（定時株主総会の基準日） 第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。	（定時株主総会の基準日） 第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。
第６章　計　算	第６章　計　算
（事業年度） 第33条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。	（事業年度） 第33条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から12月31日までの１年とする。
（期末配当及び基準日） 第34条　当会社は、毎年３月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当をすることができる。	（期末配当及び基準日） 第34条　当会社は、毎年12月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当をすることができる。
（中間配当及び基準日） 第35条　当会社は、毎年９月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当をすることができる。	（中間配当及び基準日） 第35条　当会社は、毎年６月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当をすることができる。
附　則	附　則
第１条　（条文省略）	第１条　（現行どおり）
（新　　設）	（事業年度に関する経過措置） 第２条　第33条の規定にかかわらず、第66期の事業年度は、2020年４月１日から2020年12月31日までとする。
（新　　設）	（中間配当の基準日に関する経過措置） 第３条　第35条の規定にかかわらず、第66期の事業年度の中間配当の基準日は、2020年９月30日とする。
（新　　設）	（附則の消滅） 第４条　附則第2条から第4条までの規定は、第66期事業年度に関する定時株主総会終結の時をもってこれを削除する。

第３号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）２名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（２名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役会の監督と執行のあり方や今後の方向性、取締役候補者の業務執行状況等について代表取締役と意見交換を行ったうえで、取締役の選任について検討いたしました。その結果、取締役会の構成、各候補者の専門知識、経験や業績等を踏まえ、本議案で提案されている者を候補者とすることに異論はないとの結論に至りました。また、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役で構成された指名・報酬委員会からの答申を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1

岩切隆吉（いわきりりゅうきち）

再任

（1978年４月16日生　42歳）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年４月　(株)エフアンドエム入社
2011年３月　(株)オプト　（現 (株)オプトホールディング）取締役
2018年６月　当社　代表取締役社長ＣＥＯ（現 代表取締役ＣＥＯ）（現任）
2018年６月　ＧｅｎｅＴｅｃｈ（株）　取締役（現任）
2018年６月　フィード（株）　取締役（現任）
2018年６月　ＮＫメディコ（株）　取締役（現任）
2018年６月　（株）ハルメクホールディングス　取締役（現任）
2018年７月　テイボー（株）　取締役（現任）
2018年７月　日本共済（株）　取締役（現任）
2020年４月　AlphaTheta（株）　取締役（現任）

●取締役在任期間　２年
●所有する当社の株式　2,929株
●2019年度における取締役会への出席状況　14／14回

取締役候補者とする理由

岩切隆吉氏は、当社代表取締役ＣＥＯとして、国内外事業会社の取締役等を歴任して培われた見識を活かし、当社グループの成長を牽引してまいりました。

引き続き、当社における経営全般に関する重要事項の決定及び業務執行の監督においての役割を期待し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

大塚（おおつか） あかり

再任

（1972年５月27日生　48歳）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年４月　司法研修所入所（第51期）
1999年３月　司法研修所卒業
1999年４月　弁護士登録（東京弁護士会）
　　松尾綜合法律事務所入所
2017年２月　松尾綜合法律事務所退所
　　大塚法律事務所設立（代表）（現任）
2019年６月　当社　社外取締役（現任）

●社外取締役在任期間　１年
●所有する当社の株式　1,455株
●2019年度における取締役会への出席状況　9／10回

社外取締役候補者とする理由

大塚あかり氏は、弁護士として企業法務に関する幅広い知識を有しており、その知識をもって当社の経営に対し、幅広い視点からの助言や、業務執行に対する適切な監督及びガバナンス体制の強化に貢献していただいております。

上記の理由により、引き続き当社の経営を監督していただくことが企業価値の向上、及び監督機能の強化につながるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

（注）１．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．大塚あかり氏は、社外取締役候補者であります。
３．大塚あかり氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定する旨を予め同証券取引所に届け出ております。
４．当社は大塚あかり氏との間で、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としており、大塚あかり氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

以上

添付書類

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．　企業集団の現況に関する事項

当社グループは、資本市場における財務諸表の国際的な比較可能性の向上、及びグループ内での会計処理の統一などを目的とし、2016年３月期から従来の日本基準に替えて国際会計基準（以下「IFRS」という。）を任意適用しております。

またIFRSでは、既に処分されたか又は売却目的保有に分類された事業について、非継続事業として区分することとされております。そのため、当連結会計年度及び前連結会計年度の「売上収益」、「営業利益」及び「税引前当期利益」には、非継続事業を差し引いた継続事業から生じた金額を表示しております。

（１）事業の経過及びその成果

当連結会計年度において、継続して各分野の収益力・組織力の強化に取り組んでまいりました。中期経営計画の初年度である当連結会計年度を通じ、グループ全体の収益力向上のため、事業ポートフォリオの再編に着手いたしました。再編を推進する中で、ものづくり事業とヘルスケア事業をコア事業と定めた一方、株式会社日本再生医療（以下「ＪＲＭ」という。）を株式会社ジーンテクノサイエンス（以下「ＧＴＳ」という。）へ譲渡することにより経営資源を集中し、創薬事業より撤退いたしました。また、不採算事業の見直しと整理を実施し、アグリ・フード事業からも撤退を決定いたしました。

その結果、「創薬」「アグリ・フード」事業セグメントを廃止し、新たに「ものづくり」「ヘルスケア」「シニア・ライフ」「その他」の４つのセグメントに変更することといたしました。

当連結会計年度における事業の状況は、以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度に非継続事業に分類したＮＫアグリ株式会社（以下「ＮＫＡ」という。）とＪＲＭ、及び当連結会計年度に確定した株式会社soliton corporation（以下「ソリトン」という。）の企業結合に係る取得対価の配分が完了したことにより、前連結会計年度の各数値は修正再表示しております。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	当連結会計年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	前期比	
売上収益	63,527	65,114	1,587	（2.5％）
事業EBITDA	7,965	8,931	966	（12.1％）
営業利益	6,053	3,782	△2,271	（△37.5％）
税引前当期利益	5,954	214	△5,739	（△96.4％）
親会社の所有者に帰属する当期利益	2,948	1,289	△1,658	（△56.3％）
基本的１株当たり当期利益（円）	82.80	36.22	△46.58	（△56.3％）
希薄化後１株当たり当期利益（円）	74.24	32.69	△41.54	（△56.0％）

（注）事業EBITDA＝営業利益±その他の収益・費用＋減価償却費及び償却費（使用権資産の減価償却費を除く）

（売上収益）

ヘルスケアセグメントにおいて、医療情報に関する事業及び歯科材料・医療材料に関する事業が順調に成長したこと、及びシニア・ライフセグメントの事業が順調に成長した一方、ものづくりセグメントにおいては、ペン先部材・コスメ部材に関する事業において、上半期から顧客の在庫調整による影響を受けたこと及び当第４四半期連結会計期間には新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受け、金属部材に関する事業が成長したものの前年同期を下回り、グループ合計の売上収益は651億14百万円（前期比2.5％増）となりました。

（営業利益）

事業ポートフォリオの再編に伴い、当連結会計年度において創薬事業に属していたＪＲＭ、その他の事業に属していたbluevo株式会社等を第三者に譲渡いたしました。その結果、譲渡にかかる損失をその他の費用に69百万円計上いたしました。また、第２四半期連結会計期間において、シニア・ライフセグメントに属するシニア向け通信販売事業を営む株式会社全国通販及びその他セグメントに属する株式会社キラリトの非金融資産について減損の兆候を認識し、減損テストを実施いたしました。入手できる情報を元に回収可能価額を見積ったところ、回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、のれん、有形固定資産及び使用権資産の減損損失25億97百万円をその他の費用に計上いたしました。これらの一過性の損失の計上により、事業EBITDAは前連結会計年度を上回ったものの、営業利益は37億82百万円（前期比37.5％減）となりました。

（親会社の所有者に帰属する当期利益）
　税引前当期利益は、上記の損失に加え、持分法適用会社である、ＧＴＳの市場価格の下落による減損の客観的な証拠が存在すると判断したため、持分法投資損失に減損損失を７億31百万円計上いたしました。
　法人所得税費用においては、当期実施した子会社の上場に伴う保有株式の一部売出や新株予約権取得にかかる税効果14億14百万円、事業撤退に伴う税効果７億93百万円が法人所得税費用のマイナス効果となった一方、一部の子会社がグループ内での再編により連結納税グループから離脱したことや、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を税効果会計における見積に考慮した結果、繰延税金資産を17億89百万円取崩しました。
　非継続事業からの損益においては、第１四半期連結会計期間において、ＧＴＳが連結子会社から持分法適用会社に異動したことに伴うみなし売却益及び対応する税金費用を非継続事業からの当期利益として16億51百万円計上いたしました。
　これらの結果、親会社の所有者に帰属する当期利益は12億89百万円（前期比56.3％減）となりました。

　セグメント別の業績は、以下のとおりであります。
　各セグメント別の売上収益は外部顧客への売上収益を記載しており、また、セグメント利益は各セグメント間取引の調整額を加算したものであります。
　なお、当連結会計年度において撤退した「創薬」「アグリ・フード」の各事業は非継続事業に分類いたしました。また、当連結会計年度において、「ものづくり」事業に属するソリトンの企業結合に係る取得対価の配分が完了したことにより関連する数値については修正再表示しております。

（単位：百万円）

		前連結会計年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	当連結会計年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	前期比	
ものづくり	売上収益	11,890	11,276	△614	（△5.2%）
	セグメント利益	3,012	2,606	△406	（△13.5%）
	事業EBITDA	3,993	3,635	△357	（△9.0%）
ヘルスケア	売上収益	23,556	25,989	2,432	（10.3%）
	セグメント利益	3,179	4,190	1,011	（31.8%）
	事業EBITDA	4,214	5,050	835	（19.8%）
シニア・ライフ	売上収益	27,864	27,770	△93	（△0.3%）
	セグメント利益	41	573	532	（－%）
	事業EBITDA	667	913	245	（36.7%）
その他	売上収益	215	78	△137	（△63.7%）
	セグメント利益	4	△98	△102	（－%）
	事業EBITDA	10	△84	△94	（－%）
全社費用	事業EBITDA	△920	△582	337	（－%）
合計	売上収益	63,527	65,114	1,587	（2.5%）
	セグメント利益	6,237	7,272	1,034	（16.6%）
	事業EBITDA	7,965	8,931	966	（12.1%）

（注）セグメント別の事業EBITDAは、全社費用配賦前のセグメント別利益に減価償却費及び償却費（使用権資産の減価償却費を除く）を加算しております。

ものづくり

当第４四半期連結会計期間において全世界的に影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症の拡大による影響により、ペン先部材・コスメ部材・金属部材等のものづくりに関する事業では減収要因となりました。主要な製品であるペン先部材においては期首より継続して顧客の在庫調整による影響を受けたこともあり、金属部材が第３四半期連結会計期間まで順調に成長したものの、売上収益は112億76百万円と前連結会計年度と比べ６億14百万円（前期比5.2％減）の減収となりました。

減収にあわせて一定経費の見直しは実施したものの、生産体制はしっかりと維持し、セグメント利益は、26億６百万円（前連結会計年度はセグメント利益30億12百万円）と前連結会計年度と比べ４億６百万円の減益となりました。

ヘルスケア

医療情報に関する事業、医療検査に関する事業、医療機関サポートに関する事業、及び歯科材料・医療材料に関する事業がそれぞれ順調に成長したことにより、売上収益は259億89百万円と前連結会計年度と比べ24億32百万円（前期比10.3％増）の増収となりました。

セグメント利益は、41億90百万円（前連結会計年度はセグメント利益31億79百万円）と前連結会計年度と比べ10億11百万円の増益となりました。

シニア・ライフ

売上収益はシニア向け雑誌の出版・通信販売に関する事業は減収、少額短期保険事業は増収となりセグメント全体で277億70百万円と前連結会計年度と比べ93百万円（前期比0.3％減）の減収となりましたが、シニア向け雑誌の出版・通信販売に関する事業については増益となりました。一方、少額短期保険事業においては、第３四半期連結会計期間に発生した台風の影響による保険金の支払いの増加と損害率の上昇により減益となりました。その結果、セグメント利益は、５億73百万円（前連結会計年度はセグメント利益41百万円）と前連結会計年度と比べ５億32百万円の増益となりました。

その他

その他の事業におきましては、売上収益が78百万円、セグメント損失が98百万円となりました。

（2）設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は24億24百万円となりました。これは主に、テイボー株式会社の生産能力増強に伴う設備投資、株式会社ＪＭＤＣのソフトウェアの構築費用によるものであります。

（3）資金調達の状況

2019年12月、株式会社ＪＭＤＣの株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場しました。当社は保有する株式会社ＪＭＤＣ株式の一部（発行済株式総数の約14.9%）を売出し、手取り金106億円を受領しました。また株式会社ＪＭＤＣは公募増資により54億円を調達いたしました。

（4）重要な組織再編等の状況

2020年2月、子会社であった株式会社日本再生医療の当社の保有する全株式を、株式会社ジーンテクノサイエンスに譲渡し、連結の範囲から除外いたしました。

また、当社の子会社である株式会社ＪＭＤＣは、当連結会計年度において、医療機関、薬局、介護データベース及びソリューションの開発・販売を営むミーカンパニー株式会社の株式を取得し、新たに連結の範囲に含めています。

（5）対処すべき課題

当社グループの事業領域は、事業ポートフォリオの再編により、「ものづくり」「ヘルスケア」「シニア・ライフ」となりました。特に、「ものづくり」及び「ヘルスケア」をコア事業とし、収益力を高め、継続的な成長を目指します。

中長期的には、以下の基本戦略に沿って連続的成長と非連続的成長のバランスを重視しつつ、経営基盤を構築していきます。

［グループ経営の基本戦略］
・コア事業である「ものづくり」「ヘルスケア」のシェアと収益力の向上
・「シニア・ライフ」やその他分野における、個別事業の成長可能性の追求
・非連続的成長に向けた、デジタル技術の事業領域横断的な活用
・成長投資と財務体質強化を両立させるリスクコントロール

［ものづくり分野の事業における課題］
・素材開発技術を用いたペン先部材・コスメ部材・金属部材等の収益力拡大の継続
・音楽・エンターテイメント向け音響・機器事業のグループインによる収益力拡大

・研究開発やアライアンスによる保有技術の新分野への展開

［ヘルスケア分野の事業における課題］
・医療情報を活用した新規事業の推進
・歯科材料・医療材料事業、医療機関サポート事業及び予防医療事業におけるシェア拡大

［シニア・ライフ分野の事業における課題］
・シニア向け通信販売事業の訴求力とコスト効率の向上
・少額短期保険事業での新商品・新サービスの開発

以上により、2019年3月に設定した、2023年3月期事業EBITDA90～100億円を通過点とし、基盤事業の更なる収益力の強化と、また、新たな成長領域における事業の育成と拡大による当社グループの業績向上に邁進してまいります。
（事業EBITDA=営業利益±その他の収益・費用＋減価償却費及び償却費（使用権資産の減価償却費を除く）

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（6）財産及び損益の状況の推移

	第62期（2017年３月期）	第63期（2018年３月期）	第64期（2019年３月期）	第65期（当期）（2020年３月期）
売上収益（百万円）	50,045	56,035	63,527	65,114
税引前当期利益（百万円）	6,348	6,092	5,954	214
親会社の所有者に帰属する当期利益又は当期損失（△）（百万円）	4,290	8,920	2,948	1,289
基本的１株当たり当期利益又は基本的１株当たり当期損失（△）（円）	120.46	250.47	82.80	36.22
資産合計（百万円）	116,309	148,658	149,755	160,308
資本合計（百万円）	58,935	76,709	77,971	83,833

（注）第61期（2016年３月期）よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。

（7）重要な親会社及び子会社等の状況（2020年３月31日現在）

重要な親会社はありません。

当社の当事業年度末における子会社等は41社（海外３社、国内38社）であり、そのうち重要な子会社等は次のとおりであります。

会社名	資本金	当社の出資比率（％）	主要な事業内容
株式会社ハルメク	10百万円	94.92（※）	出版、通信販売
株式会社全国通販	10百万円	94.88（※）	通信販売
株式会社ＪＭＤＣ	3,412百万円	62.94	レセプト・データの分析、調査データの提供
フィード株式会社	43百万円	100.0（※）	歯科材料、医療機器、医薬品、医薬部外品の販売
テイボー株式会社	50百万円	100.0	ペン先部材・コスメ部材・金属部材等の製造販売

（注）当社の出資比率欄の※印は、間接保有を含んでおります。

（8）主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社グループは、素材開発技術を用いたペン先部材・コスメ部材・金属部材等の研究開発・生産を行うものづくり事業、予防医療から治療まで医療機関を支えるヘルスケア事業、シニア世代を中心としたお客様にライフスタイル及び商品・サービスを提案するシニア・ライフ事業を主な事業として営んでおります。

（9）主要な営業所及び工場（2020年３月31日現在）

① 当社の主要拠点

本社	東京都港区

② 子会社等の主要拠点

株式会社ドクターネット	東京都港区
株式会社ハルメク	東京都新宿区
株式会社全国通販	大阪府大阪市
株式会社ＪＭＤＣ	東京都港区
テイボー株式会社	静岡県浜松市
日本共済株式会社	東京都千代田区

（10）従業員の状況（2020年３月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,629名	1名減

（注）１．従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であります。
２．従業員数には、臨時従業員は含んでおりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
19名	４名増	41歳	1.5年

（注）１．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であります。
２．従業員数には、海外現地採用従業員及び臨時従業員は含んでおりません。
３．平均年齢及び平均勤続年数は、小数第１位未満を切り捨てて表示しております。

（11）主要な借入先及び借入額（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	16,411
三井住友信託銀行株式会社	6,722
株式会社日本政策投資銀行	5,000
株式会社静岡銀行	4,404
株式会社三井住友銀行	1,811
株式会社横浜銀行	1,560
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	870
株式会社りそな銀行	600
合計	37,380

2．　会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　64,000,000株

（2）発行済株式の総数　36,190,872株

（3）株主数　9,244名

（4）大株主（上位10名）

株　主　名	持株数(株)	持株比率
株式会社サンクプランニング	15,019,200	42.17%
西　本　　佳　代	2,401,700	6.74%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,932,100	5.42%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,754,600	4.92%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	988,000	2.77%
THE BANK OF NEW YORK 133652	673,100	1.88%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	650,600	1.82%
株式会社三井住友銀行	540,800	1.51%
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	384,741	1.08%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	355,700	0.99%

（注）１．持株比率は、自己株式（577,082株）を控除して算出しております。
　　２．持株比率は、小数第２位未満を切り捨てて表示しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

該当する事項はございません。

3．　会社の新株予約権等に関する事項（2020年３月31日現在）

その他新株予約権等の状況

①2019年３月20日開催の取締役会決議に基づき発行した第３回新株予約権

新株予約権の総数	5,428個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式　542,800株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり1,600円
新株予約権の払込期日	2019年４月５日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株につき2,417円
新株予約権の行使期間	2023年７月１日から2029年３月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	１．新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式１株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式１株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 ２．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし(計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件	１．本新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、2022年３月期及び2023年３月期の２事業年度における事業EBITDAの金額がいずれも90億円を超過している場合に限り本新株予約権を行使することができるものとする。 　なお、上記の判定に用いる事業EBITDAは、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における「営業利益」の額に対して「その他の収益」を減算し「その他の費用」を加算することで事業利益を算定し、これに連結キャッシュ・フロー計算書における「減価償却費及び償却費」を加算することにより算出された金額をいうものとし、連結財務諸表を作成していない場合、それぞれ損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書を参照するものとする。また、IFRS第16号の適用により生じた「減価償却費及び償却費」は事業EBITDAの計算における「減価償却費及び償却費」に含まれないものとし、その他、適用される会計基準の変更等の理由により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。 ２．新株予約権者は、本新株予約権の上記１．の条件の達成時及び本新株予約権の権利行使時においては、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任または懲戒解雇された場合など、新株予約権者が本新株予約権を行使することが適切でないと当社取締役会が判断したときには、本新株予約権を行使できないものとする。

新株予約権の行使の条件	３．新株予約権者に相続が発生した場合、新株予約権者の法定相続人（ただし、法定相続人が複数いる場合には、遺産分割または法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた１名に限られる。）は、行使期間において、当該本新株予約権を行使することができるものとする。 ４．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ５．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない
割当先	当社取締役　１名

4．　会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名等（2020年３月31日現在）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
岩　切　隆　吉	代表取締役社長	
大 塚 あ か り	取締役	大塚法律事務所 代表
太　田　晶　久	取締役 (監査等委員)	太田晶久公認会計士・税理士事務所 代表 株式会社全国通販 監査役 サンセイ株式会社 監査役
紺　谷　宗　一	取締役 (監査等委員)	
伊庭野　基　明	取締役 (監査等委員)	ＮＫメディコ株式会社 監査役

（注）１．取締役 大塚あかり、太田晶久、紺谷宗一及び伊庭野基明の４氏は、社外取締役であります。

２．当社グループは、ホールディングス体制を採用しており、傘下の各事業会社においては各事業会社に設置された監査役が監査を行っております。当社の監査等委員会は、ホールディングスの監査室及び各事業会社の監査役と連携することで、会社グループの内部統制システムを通じ十分な監査業務を遂行できる環境が整備されているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

３．取締役 大塚あかり、太田晶久、紺谷宗一及び伊庭野基明の４氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

４．取締役 太田晶久氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

５．当事業年度中に辞任した取締役は次のとおりであります。

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況	辞任年月日
山　元　雄　太	取締役	株式会社ＪＭＤＣ 執行役員副社長兼ＣＦＯ	2019年11月１日

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役と、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

（3）当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区　分	人　数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	5名	90百万円
取締役（監査等委員）	3名	15百万円
合　計	8名	105百万円
（うち社外	4名	18百万円）

（注）1．役員報酬限度額の株主総会決議日　2015年6月29日
限度額　取締役（監査等委員を除く）250百万円　取締役（監査等委員）20百万円
ただし、使用人兼役員の使用人給与・賞与相当額は役員報酬限度額に含まれておりません。
2．上記支払額のほかに使用人兼役員の使用人部分の給与・賞与額は該当ございません。
3．上記のほか、社外取締役が当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬は3百万円であります。

（4）社外役員に関する事項

①　重要な兼職先と当社との関係（2020年3月31日現在）

取締役である大塚あかり氏は、大塚法律事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

監査等委員である取締役の太田晶久氏は、太田晶久公認会計士・税理士事務所代表、株式会社全国通販監査役及びサンセイ株式会社監査役であります。株式会社全国通販は当社の子会社であります。また、その他の兼職先との間には特別の利害関係はありません。

監査等委員である取締役の伊庭野基明氏は、ＮＫメディコ株式会社監査役であります。ＮＫメディコ株式会社は当社の子会社であります。

② 当事業年度における主な活動状況

氏　　名	主な活動状況
大　塚　あかり （社外取締役）	当事業年度に開催された取締役会10回中９回に出席し、主に法律関係の専門的見地から発言を行っております。
太　田　晶　久 （社外取締役 （監査等委員））	当事業年度に開催された取締役会14回中14回に出席し、主に会計関係の専門的見地から発言を行っております。また、当事業年度において開催された監査等委員会10回中10回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
紺　谷　宗　一 （社外取締役 （監査等委員））	当事業年度に開催された取締役会14回中14回に出席し、主に法律関係の専門的見地から発言を行っております。また、当事業年度において開催された監査等委員会10回中10回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
伊庭野　基　明 （社外取締役 （監査等委員））	当事業年度に開催された取締役会14回中14回に出席し、経営者としての豊富な経験を活かして発言を行っております。また、当事業年度において開催された監査等委員会10回中10回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5．　会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

（2）責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間で会社法第427条第１項に定める契約の締結は行っておりません。

（3）当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

①　当事業年度に係る会計監査人としての報酬等　47百万円

（注）１．監査等委員会は、当事業年度において会計監査人が提出した監査計画並びに従前の監査実績及び報酬実績の適正性等について確認した上で、報酬の算出根拠等を検証した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

②　当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

131百万円

（4）非監査業務の内容

当社及び当社子会社が受けたアドバイザリー費用

38百万円

（5）解任又は不再任の決定の方針

当社の監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当し、その解任が相当であると認められる場合、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の適格性や独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結財政状態計算書

2020年３月31日現在

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**74,914**
現金及び現金同等物	50,162
売上債権及びその他の債権	14,540
契約資産	42
棚卸資産	4,967
再保険資産	4,228
その他の金融資産	0
その他の流動資産	842
小計	74,785
売却目的で保有する資産	129
非流動資産	**85,393**
有形固定資産	7,298
使用権資産	7,321
のれん	38,160
無形資産	17,260
持分法で会計処理されている投資	5,170
退職給付に係る資産	190
その他の金融資産	5,406
繰延税金資産	4,477
その他の非流動資産	106
資産合計	**160,308**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**34,034**
仕入債務その他の債務	12,013
借入金	6,879
契約負債	3,009
リース負債	1,169
その他の金融負債	138
未払法人所得税	3,164
引当金	67
保険契約準備金	4,763
その他の流動負債	2,747
小計	33,952
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	82
非流動負債	**42,439**
借入金	30,485
リース負債	6,587
繰延税金負債	4,285
退職給付に係る負債	661
引当金	298
その他の非流動負債	121
負債合計	**76,474**
資本の部	
資本金	7,025
資本剰余金	24,032
利益剰余金	49,914
自己株式	△1,211
その他の資本の構成要素	△1,272
親会社の所有者に帰属する持分	78,488
非支配持分	5,345
資本合計	**83,833**
負債及び資本合計	**160,308**

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
継続事業	
売上収益	65,114
売上原価	34,742
売上総利益	30,372
販売費及び一般管理費	23,100
その他の収益	144
その他の費用	3,634
営業利益	3,782
持分法による投資損失	3,358
金融収益	32
金融費用	241
税引前当期利益	214
法人所得税費用	△25
継続事業からの当期利益	239
非継続事業	
非継続事業からの当期利益	1,366
当期利益	1,606
当期利益の帰属	
親会社の所有者	1,289
非支配持分	316

貸借対照表

2020年３月31日現在

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**38,327**
現金及び預金	32,184
前払費用	19
短期貸付金	2,835
１年内回収予定の長期貸付金	2,185
未収入金	1,086
その他	446
貸倒引当金	△430
固定資産	**59,617**
有形固定資産	**20**
建物	13
工具器具備品	6
土地	0
建設仮勘定	0
無形固定資産	**0**
ソフトウエア	0
投資その他の資産	**59,596**
投資有価証券	3,105
関係会社株式	25,686
関係会社出資金	7,542
長期貸付金	21,883
長期前払費用	12
繰延税金資産	1,838
差入保証金	114
その他	788
貸倒引当金	△1,375
資産合計	**97,944**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**8,671**
短期借入金	3,700
１年内返済予定の長期借入金	2,811
未払金	78
未払法人税等	2,056
その他	24
固定負債	**25,817**
長期借入金	25,817
負債合計	**34,488**
純資産の部	
株主資本	**63,612**
資本金	**7,025**
資本剰余金	**17,913**
資本準備金	17,913
利益剰余金	**39,885**
利益準備金	582
その他利益剰余金	39,302
別途積立金	22,552
繰越利益剰余金	16,749
自己株式	**△1,211**
評価・換算差額等	**△165**
その他有価証券評価差額金	**△165**
新株予約権	**8**
純資産合計	**63,456**
負債及び純資産合計	**97,944**

損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**－**
売上原価	**－**
売上総利益	**－**
販売費及び一般管理費	**774**
営業損失	**774**
営業外収益	**1,703**
受取利息	372
受取配当金	997
連結納税個別帰属額調整額	317
その他	16
営業外費用	**265**
支払利息	152
為替差損	11
控除対象外消費税	91
その他	9
経常利益	**663**
特別利益	**19,286**
投資有価証券売却益	7,494
子会社株式売却益	11,785
その他	6
特別損失	**5,225**
固定資産除却損	2
固定資産売却損	26
投資有価証券評価損	61
子会社整理損	668
貸倒引当金繰入額	505
自己新株予約権消却損	2,615
子会社新株予約権消滅損	1,347
その他	0
税引前当期純利益	**14,724**
法人税、住民税及び事業税	1,607
法人税等調整額	45
当期純利益	**13,070**

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月20日

ノーリツ鋼機株式会社
取　締　役　会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　戸田　栄　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　井上裕之　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ノーリツ鋼機株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第１項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、ノーリツ鋼機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、会社の連結子会社である株式会社Dragonflyは、2020年４月３日付で、AlphaTheta株式会社の発行する全ての株式を取得した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の計算書類に係る監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月20日

ノーリツ鋼機株式会社
取　締　役　会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　戸田　栄　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　井上裕之　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ノーリツ鋼機株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月20日

ノーリツ鋼機株式会社　監査等委員会

監査等委員　太　田　晶　久　㊞

監査等委員　紺　谷　宗　一　㊞

監査等委員　伊庭野　基　明　㊞

（自　署）

（注）監査等委員太田晶久、紺谷宗一及び伊庭野基明は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

以　上

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内略図

会場　東京都千代田区丸の内１丁目７番12号
サピアタワー５階　ステーションコンファレンス東京

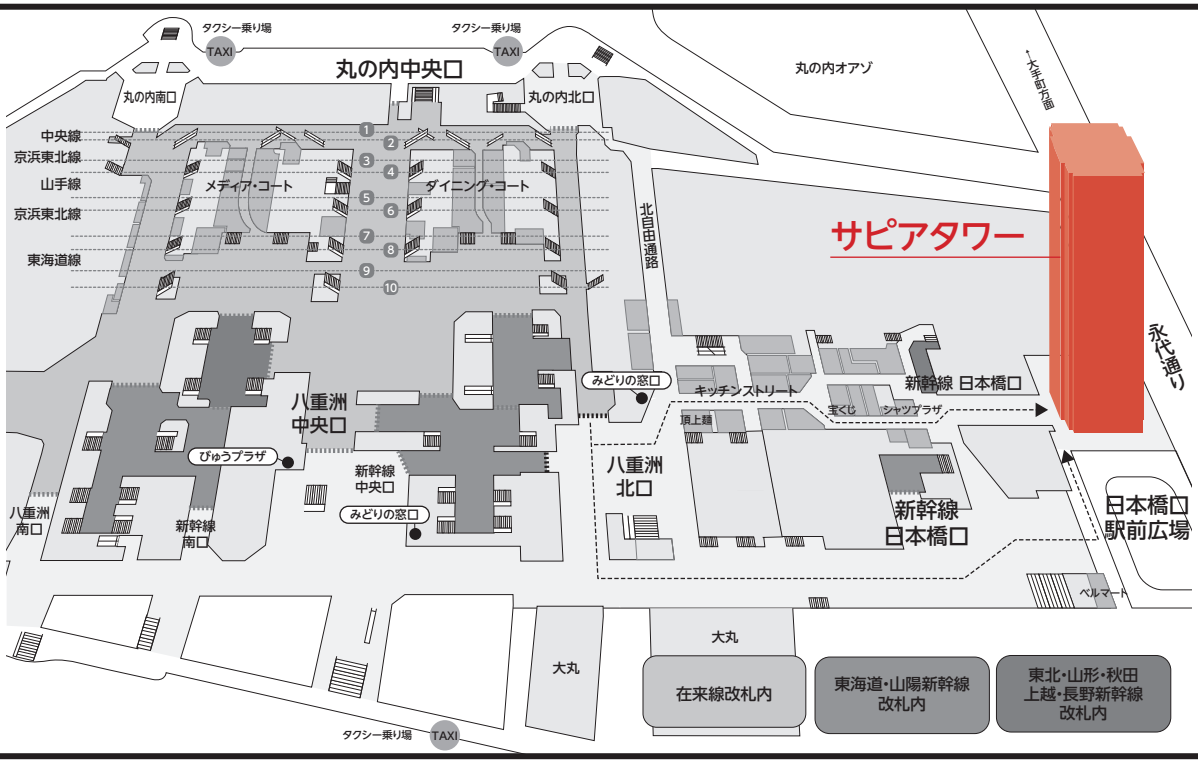

＜交通＞
●ＪＲ線「東京」駅日本橋口直結
●東京メトロ東西線「大手町」駅Ｂ７出口直結

＜株主の皆様へのお願い＞
駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

本年の株主総会におきましては新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応を予定しておりますが、株主様の健康と安全面を最優先にご検討いただき、ご来場を見合わせていただくことを強く推奨申し上げます。また、郵送またはインターネットによる議決権行使をぜひともお願い申し上げます。
株主総会における当社の対応及び、インターネット配信に関する情報は当社ウェブサイト（https://www.noritsu.co.jp/ir/ir_stockmeeting）にてお知らせいたします。

UD FONT　FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080　VEGETABLE OIL INK